

子育て支援について

(受付日：令和8年5月7日)

Q こども支援課へ相談しても、市で対応できないため、児童相談所へ相談するようにと返答されるが、もっと市で対応できるようにして欲しい。

ショートステイや他のサービスも実際にそんなに利用できない。

A 本市では、保護者の疾病、出産、心身の疲れ等の突発的な事情により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった際に、委託契約をしている児童養護施設等や里親で、一定期間、こどもの養育等を行う宇部市子育て短期支援事業を実施しています。

利用希望があった場合、こども支援課の職員が詳しい状況をお聞きし、受け入れ先を調整しますが、施設の入所状況や里親に空きがない場合は、利用することが難しい状況です。

このような場合で緊急を要する際には、児童相談所等の関係機関と速やかに連携を図る場合もあります。

お寄せいただいたご意見を参考に、ご相談を受けた際には、まずは、お困りごとに寄り添いながら、事業についてより丁寧に説明することでご理解をいただき、活用可能な代替サービス等も提案し、解決策を一緒に考えていきます。

加えて、事業の委託契約施設を増やすことで、保護者、こども及びそのご家庭の福祉の向上を図ってまいります。

こども未来部 こども支援課